

サステナビリティ関連財務情報開示の 全般的な要求事項のプロトタイプ

2022年2月

経済産業省 経済産業政策局

産業資金課・企業会計室

(注) 本資料はIFRS財団が公表している「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ」を企業会計室で仮訳したもので、IFRS財団の公式資料ではありません。

このため、本資料の利用にあたっては、必ず原典にあたり内容の確認を行っていただくと幸いです。

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

①全体像

- 全ての重要なサステナビリティ関連財務情報を開示する際の全般的な要求事項を定めたもので、IFRS会計基準のIAS第1号「財務諸表の表示」に対応する
- 本プロトタイプを論点に当てはめたものとして、気候関連開示プロトタイプが同時に公表された。

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプの構造

表題	項目
目的 (OBJECTIVE)	
範囲 (SCOPE)	
概念要素の適用 (APPLYING CONCEPTUAL ELEMENTS)	マテリアリティ／報告企業の境界／コネクティビティ
一般的な特徴 (GENERAL FEATURES)	ガバナンス／戦略／リスク管理／指標及び目標／比較情報／報告頻度／報告チャネル／関連する財務諸表の識別／財務データ及び仮定の使用／適正表示／見積りと不確実性の発生要因／誤謬／準拠表明／発効日
付録 (Appendix)	A：用語の定義 B：サステナビリティ関連財務情報・財務諸表情報を含む一般目的財務報告 C：重要性に関するガイダンス D：有用な（サステナビリティ関連財務）情報の質的特性

同時に公表された「気候関連開示プロトタイプ」で具体的に規定

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (1) 目的・範囲

項目	規定
目的 (1~5)	<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ関連財務開示 (*1) の目的は、一般目的財務報告 (*2) の主要な利用者 (*3) が企業に資金等を提供するかどうかを決定する際に有用な、企業がさらされている重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する情報を提供すること● 上記目的達成のため、基準では企業がさらされている重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する財務情報を開示するための要件を規定
範囲 (6~9)	<ul style="list-style-type: none">● 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に準拠してサステナビリティ関連財務情報 (*4) を作成し、開示する際に適用する必要がある。● また、関連する財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められる会計基準 (GAAP) に従って作成されている場合にも、IFRSサステナビリティ開示基準を適用することができる。● 企業価値に影響を与えないサステナビリティ課題は、一般目的財務報告の範囲外となる

定義 (付録Aより)

(*1) サステナビリティ関連財務開示 (Sustainability-related financial disclosure)

- 企業のガバナンス・戦略、及び関連するリスクマネジメント事項の情報を含む、企業価値に関連するサステナビリティ事項に関して、企業実績に関連する開示。

(*2) 一般目的財務報告 (General purpose financial reports)

- 主要な利用者による、企業への資金提供に関連する意思決定にとって有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告。
- 企業の一般目的財務諸表とサステナビリティ関連財務開示を含むが、これに限られるものではない。

(*3) (一般目的財務報告の) 主要な利用者 (Primary users)

- 顕在的・潜在的な投資家、貸手、その他の債権者

(*4) サステナビリティ関連財務情報 (Sustainability-related financial information)

- 利用者に、企業のビジネスモデルや経営戦略を維持し発展させるための資源や関係性の評価に十分な基礎を提供する、企業価値のドライバーに関する洞察を与える情報
- 気候変動、水資源利用・排出、生物多様性、従業員及び人権と言った論点に関する情報を含むが、これらに限られない。

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (2) マテリアリティ

項目	規定
マテリアリティ (*2) (10~18)	<ul style="list-style-type: none">サステナビリティ関連財務情報がマテリアル（重要）とは、（その情報が）省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるものをいうマテリアルな情報には、短期、中期及び長期にわたるキャッシュ・フローを生み出す能力に対する利用者の評価や、キャッシュ・フローに基づき利用者が付与する価値など、企業価値に対する利用者の評価に影響を与えると合理的に予想される要因に関する洞察を提供する情報が含まれるマテリアリティとは、情報が関連する項目の性質、大きさ、またはその両方に基づく、報告企業固有の関連性の側面。本基準は、重要性についての統一した定量的閾値を明示したり、特定の状況において何が重要であるかを明示するものではない。本基準で特定の要件のリストを定めている場合でも、要件を適用した結果得られた情報が重要でない場合、その情報を開示する必要はない

(*2) 参考：付録C「マテリアリティにかかるガイダンス」

- マテリアリティの検討にあたって考慮すべき点（主要な利用者の情報ニーズへの対応、情報開示による影響、現地法規制との関係等）に関する補足ガイダンスを提示
- その上で、サステナビリティ報告を含む企業開示について、以下の3階層に分類。その上で、サステナビリティ事項のスコープからみると、重複するケースもある
- 重複の背景には、企業の短期・中期・長期に渡る価値創出が人材・環境・経済に依拠している（＝その影響が、企業価値創出にも影響する）ためである。



サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (3) 報告企業の境界・コネクティビティ

項目	規定
報告企業の境界 (*1) (19~20)	<ul style="list-style-type: none">● 一般目的財務報告の報告企業のための境界 (Boundary) は、<u>財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の間</u>で、同一であるべき● 報告企業は、企業価値の評価に影響を及ぼす、<u>報告企業の境界外の関係者との活動、相互作用及び関係から生じる重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する重要な情報 (*1)</u>を開示しなければならない
コネクティビティ (21~22)	<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ関連財務開示に関し、<u>他の情報 (一般目的財務報告に含まれるその他の情報)</u>とのコネクティビティを説明する必要がある● <u>例えば、サステナビリティ関連リスク及び機会が、他のサステナビリティ関連リスク及び機会を引き起こす場合のトレードオフ関係の説明が当てはまるが、これに限られるものではない</u>

(*1) 参考 (別添Bより) : 「報告企業の境界」に関する事例

- 「報告企業の境界」に関して、衣料品企業の例を用いた説明がされている。
- 具体的には、社会リスクに関する情報が利用者の企業に投資する (企業に資源を提供する) 際の意味決定において重要であると評価される場合、基準のスコープに含みうるケースが、以下の様に説明されている。
 - バリューチェーンに含まれる従業員/コミュニティに起因する重要な人権リスク (例 : 児童労働や危険な労働環境) がある場合、人権リスクは企業価値に影響しうる。
 - なぜなら、企業はキャッシュフローに直接影響するサプライヤーの変更や、訴訟/不買運動/投資売却に繋がる可能性/結果として発生することが考えられるため。

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (4) ガバナンス・戦略・リスク管理

項目	規定
一般事項 (23)	<ul style="list-style-type: none">● 報告企業は、IFRSサステナビリティ開示基準が許容または要求している場合を除き、企業の運営方法にとって重要な事項（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に焦点を当てた情報を開示しなければならない。
ガバナンス (24~25)	<ul style="list-style-type: none">● 既存及び新規のサステナビリティ関連リスク及び機会を監督する機関（取締役会、委員会、またはガバナンスを担う同等の組織を含む）、並びに既存及び新規のサステナビリティ関連リスク及び機会に関する経営者の役割の説明を開示しなければならない。
戦略 (26~33)	<ul style="list-style-type: none">● 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に対処するための企業の戦略を理解できるようにすることにある。そのために、以下の5点を開示しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">1. 当該企業が合理的に期待する重要なサステナビリティ関連リスク及び機会が、短期・中期・長期の当該企業のビジネスモデル、戦略、キャッシュフローに影響を及ぼす可能性2. サステナビリティ関連リスク及び機会がビジネスモデルに与える影響3. 重要なサステナビリティ関連リスク及び機会が経営陣の戦略と意思決定に与える影響4. 重要なサステナビリティ関連リスク及び機会の、報告期間末における企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響、及び短期、中期及び長期にわたる予想される影響5. 重要なサステナビリティ関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンス
リスク管理 (34~35)	<ul style="list-style-type: none">● リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、企業がサステナビリティ関連リスクを特定、評価、管理、軽減する方法が、企業のリスク管理プロセスにどう組み込まれているかを理解できるようにすることにある。そのために、以下の4点を開示しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">1. サステナビリティ関連リスクを特定するプロセス2. 企業がサステナビリティ関連リスクの重要性を評価するためのプロセス3. 重要なサステナビリティ関連リスクごとに、関連する政策を含め、リスクがどのように監視、管理、軽減されているか理解するための情報4. サステナビリティ関連リスクの特定、評価及び管理プロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度、どのように統合されているか

TCFD提言との関係性

- ガバナンス・リスク管理：TCFD提言のフレームワークを踏襲。
- 戦略：TCFD提言のフレームワークを踏襲しているが、具体的な開示義務項目を5点挙げている

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (5) 指標及び目標

項目	規定
指標及び目標 (36~47)	<ul style="list-style-type: none">● 指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、企業が重要なサステナビリティ関連リスク及び機会をどのように測定、監督しているか理解できるようにすることにある。そのために、以下3点を開示しなければならない。<ol style="list-style-type: none">1. 業種横断指標、業種別指標、活動指標2. <u>ガバナンス機関（取締役会、委員会、またはガバナンスを担う同等の組織を含む）が特定した目標、</u>3. <u>特定された目標に向けた進捗状況を測定するためにガバナンス機関が使用するその他の主要業績評価指標</u>● 更に、報告企業は、以下5点についても開示しなければならない。<ol style="list-style-type: none">1. 経営陣が設定した目標で、サステナビリティ関連リスクを緩和または適応させ、サステナビリティに関連する機会を拡大し、戦略的目標を達成するもの2. ターゲットの性質に関する情報（目標が絶対的なものか、標準化されたものか、（リスク等に対する）強度か、活動に基づくものかの明確な表示、ターゲットが適用される時間枠、進捗を測定する基準期間、マイルストーンや暫定目標、目標が外部パラメータに基づいて決定されているか、または持続可能性イニシアチブの一部として検証されているか）3. 目標達成と戦略目標の達成に向けた<u>進捗状況を評価するために使用される指標やその他の主要業績評価指標</u>4. 開示された目標に対する企業の業績及び業績の傾向又は重要な変化の分析5. 重要な仮定とその方法の限界を含む、目標と計算への入力を計算するために使用される方法の説明

TCFD提言との関係性

- TCFDフレームワークを踏襲しているが、「緩和」「適応」といった概念はTCFDフレームワークにはない
- また、具体的な開示義務項目をあげている（上記参照）。
- 特に、業界横断的指標、進捗状況評価のために用いられる指標やその他主要業績評価指標の開示義務化は、TCFDフレームワークに定めはない

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (6) 比較情報・報告頻度・報告チャネル 他

項目	規定
比較情報 (48~50)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で（開示しないことを）認められているか又は要求されている場合を除き、<u>当期に報告された指標及び主要業績指標（KPI）を含むすべての金額について、前期との比較情報を表示しなければならない。</u> ● また、サステナビリティ関連財務開示の理解に関連する場合、比較可能な記述情報も開示しなければならない。 ● 企業は見積りを更新した場合には、<u>更新された見積りを反映した比較情報を開示しなければならない</u>（具体的には、①前期計上額と修正後の比較額との差額、②金額を修正した理由）
報告頻度 (51~55)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、財務諸表の基礎となる同じ報告期間について、サステナビリティ関連財務開示を開示しなければならない。<u>また、少なくとも12ヶ月ごとに、かつ、それらの財務諸表と同時に報告しなければならない。</u> ● 期中でのサステナビリティ関連財務情報の開示（開示の頻度、期末日後どの程度の期間で開示すべきかを含む）<u>について、IFRSサステナビリティ基準では定めない。</u>
報告チャネル (56~63)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を、<u>企業の一般目的財務報告の一環として開示しなければならない。</u> ● IFRSサステナビリティ開示基準で要求されている情報は、財務諸表と同じ条件で同時に利用者が入手できる別の報告書からの相互参照（クロス・リファレンス）によって組み入れることができる（ただし、クロス・リファレンスで情報を含めることによって一般目的財務報告がより不明瞭にならない場合に限る）。なお、クロス・リファレンスにより組み入れられた情報も一般目的財務報告の一部と見做される。
関連する 財務諸表の識別 (64)	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を特定しなければならない。 ● 関連する財務諸表がIFRS会計基準に準拠して作成されていない場合、サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表の作成基準を開示しなければならない。
財務データ及び 仮定の利用 (65~67)	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ関連財務開示に財務データ及び仮定が含まれる場合、<u>当該財務データ及び仮定は、関連する財務諸表に含まれる対応する財務データ及び仮定と整合的でなければならない。</u> ● 各国の法律又は規則によりIFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報の開示が禁じられている場合、<u>企業はその情報を開示する必要はない。</u>一方、報告企業がその理由で重要な情報を省略する場合には、開示されていない情報の種類を特定し、規制の出自を説明しなければならない。

サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ

②概要 (7) 適正表示・見積りと不確実性の発生要因 他

項目	規定
適正表示 (68~73)	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ関連財務開示は、企業がさらされているサステナビリティ関連リスク及び機会を適正に提示しなければならない。 ● 特定のサステナビリティ課題に対して適用すべきIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、本全般的な開示要求事項、及び他のIFRSサステナビリティ開示基準の目的に照らして必要な情報開示を判断しなければならない。 ● また、特定のサステナビリティ課題に対して適用すべきIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、開示の要求事項が一般目的財務報告の利用者ニーズに合わせて設計されている、他の基準設定主体の最新のサステナビリティ開示基準を考慮することも認められる。
見積りと 不確実性の 発生要因 (74~77)	<ul style="list-style-type: none"> ● 指標が直接定量化できず、見積りしかできない場合、測定について不確実性が生じる。 ● しかし、合理的にされた見積りについて、明確かつ正確に記述および説明されている場合には、情報の有用性を損なうものではなく、測定の不確実性が高いとしても、必ずしもそのような見積りが有用な情報を提供することを妨げるわけではない。 ● これらを踏まえ、企業は、重要な見積りの不確実性を有する開示した測定指標を特定し、見積りの不確実性の原因及び性質並びに当該不確実性に影響を及ぼす要因を開示しなければならない。
誤謬 (78~87)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は実務上不可能でない限り、重要な過年度の誤謬を、その誤謬が発生した過年度の比較金額を修正・再表示することにより、発見後に最初の発行が認められた一般目的財務報告において遡及的に訂正しなければならない。
準拠表明 (88)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準の関連するすべての要件を満たさない限り、サステナビリティ関連財務開示が本基準に準拠していると記述してはならない。
発効日 (89~90)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、最初の適用日より前の期間については、実務上不可能な場合には、パラグラフ23から47に定める開示を要求されない。